

# 四日市港管理組合公報

号 外

平成25年10月31日

木 曜 日

---

## 目 次

---

### 条 例

○四日市港管理組合行政に係る基本的な計画について議会在議決すべき

きことを定める条例

(組合議会) 1

○四日市港管理組合議会特別委員会条例の一部を改正する条例

(組合議会) 3

---

## 条 例

---

四日市港管理組合行政に係る基本的な計画について議会在議決すべきことを定める条例  
をここに公布します。

平成25年10月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

## 四日市港管理組合条例第9号

四日市港管理組合行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める  
条例

四日市港管理組合行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例  
を次のとおり公布する。

(目的)

第1条 この条例は、四日市港管理組合行政（以下「管理組合行政」という。）に係る基本的な計画を議会の議決すべき事件とすることによって、自主性に富み、総合的で透明性の高い管理組合行政を計画的に一層推進することを目的とする。

(議決すべき計画)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、次に掲げる計画の策定について、議会の議決すべき事件とする。

- 1 管理組合行政全般に係る政策目的を達成するための施策等を総合的かつ体系的に示した中長期的な計画
- 2 前号に掲げるもののほか、管理組合行政における基本的な政策目的を達成するための施策等を総合的かつ体系的に示した中長期的な計画であって、管理組合行政において特に重要なものと認められるもの（法令又は他の条例に定めのあるものを除く。）

(議会の議決)

第3条 管理者その他の執行機関は、前条各号に掲げる計画を策定し、又は当該計画の基本的な方針、主要な目標、計画期間その他基本的な事項を変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、四日市港戦略計画は第二条第一号に掲げる計画とする。

---

四日市港管理組合議会特別委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年10月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第10号

四日市港管理組合議会特別委員会条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合議会特別委員会条例（昭和53年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「議員のほか、委員会の許可を得た者が傍聴することができる。」を「これを公開する。」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(参考人)

第22条の2 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 3 前3条の規定は、参考人について準用する。

第23条を次のように改める。

(公聴会及び参考人に関する必要事項の決定)

第23条 第17条から前条に定めるもののほか、公聴会及び参考人に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>購 読 料 年間 3,120円 (月額 260円)</p>	<p>平成25年10月31日発行 四日市市霞2丁目1番地の1 (電話 代表 059(366)7006) 四 日 市 港 管 理 組 合</p>